

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 28 日

公益社団法人 日本看護協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療措置協定未締結の訪問看護事業所に係る医療機関等情報支援システム
(G-MIS) のユーザー登録について (周知依頼)

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国においては、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところです。

このうち、医療用手袋については、全体として、直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注については調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があり、結果として歯科診療所など、一部の医療機関において手袋の確保が困難になっている状況が生じているところです。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、パンデミックの発生に備え、非滅菌手袋等の個人防護具を備蓄しているところ、今般の状況を踏まえ、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、5,000 万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することといたしました。

放出にあたっては、医療機関において G-MIS を活用し、「緊急配布要請 (SOS)」を行っていただき、都道府県及び国においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に物資を販売する流れを想定しています。

G-MIS については、原則として全ての医療機関において登録がされておりますが、訪問看護事業所については、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づき都道府県との医療措置協定が締結されたところのみが登録されており、医療措置協定未締結の訪問看護事業所（以下「協定未締結訪問看護事業所」という。）は登録がされておらず、新規にユーザー登録を行う必要があります。このため、今般、各都道府県、指定都市及び中核市及び厚生局を通じて、別添の通りユーザー情報の登録を依頼しております。貴団体におかれましては、貴管下の事業所について、本依頼について周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、配送のスキームについては後日別途周知させていただく予定です。

別添 1：都道府県・指定都市・中核市宛 事務連絡

別添 2：各地方厚生局宛て 事務連絡

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

- ▶ 非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を含めた個人防護具は、新型コロナウイルス特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え備蓄を行っている。
- ▶ このうち、国では備蓄水準を超える量（余剰分）を確保：約4億9千万枚
- ▶ 医療用手袋の需給状況は、現在、通常通りの発注には概ね対応できている（※）一方、一部では通常量を大幅に超える発注も見られ、結果として歯科診療所など一部の医療機関では確保が困難となっている。（※）主要販売メーカーは通常と同程度の1～2か月の在庫を持っている。
- ▶ このため、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、**5000万枚（※）を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じて追加で放出していく。****配送可能な体制を5月中旬に整備**すべく手続きを進める。

（※）全国の一般診療所及び歯科診療所の約11月分の需要は9000万枚程度と推計。

